

○豊山町自転車の安全利用の促進に関する条例

平成31年3月28日

条例第2号

改正 令和元年6月26日条例第17号

令和3年3月17日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用に関し、町及び町民等の責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 関係機関 愛知県警察その他の自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体をいう。
- (4) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。
- (5) 町民 豊山町内（以下「町内」という。）に居住し、通勤し、若しくは滞在する者又は町内を通過するものをいう。
- (6) 自転車利用者 町内において、自転車を利用する者をいう。
- (7) 保護者 親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。
- (8) 高齢者 満65歳以上の者をいう。
- (9) 未成年 18歳に達する日以降の最初の3月31日を迎えるまでの者をいう。
- (10) 幼児 法第14条第3項に規定する幼児をいう。
- (11) 自転車小売等事業者 町内において、自転車の小売又は整備の事業を行う者を

いう。

(12) 事業者 町内において、事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(13) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。

(14) ヘルメット 自転車乗車中の事故の衝撃から頭部を守ることを目的として設計、製造された保護帽をいう。

(15) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命若しくは身体の被害に係る損害を補填することができる保険又は共済をいう。

(町の責務)

第3条 町は、関係機関及び関係団体等と連携を図り、自転車の安全利用の促進に関する施策を総合的に実施するものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、自転車に関する事故を防止するため、自転車の安全利用について理解を深めるよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、法その他の交通安全に関する法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用に必要な知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車を利用するときは、歩行者等の通行の安全に配慮するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する者に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

(自転車小売等事業者の責務)

第7条 自転車小売等事業者は、自転車の販売にあたっては、自転車を購入しようとする者に対し、前3条に規定する責務の周知に努めなければならない。

2 自転車小売等事業者は、町、関係機関及び関係団体が実施する自転車の安全利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、自身の従業員に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。

(学校等の長の責務)

第9条 学校等の長は、当該学校等の園児、児童及び生徒に対し、教育活動を通じて発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

(自動車等の運転者の責務)

第10条 自動車等を運転する者は、自転車利用者が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第11条 関係団体は、自転車利用者等に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。

(点検整備等)

第12条 自転車利用者若しくはその保護者又は自転車をその事業の用に供する事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備える等の交通事故を防止するための対策及び盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

(ヘルメットの着用)

第13条 自転車利用者は、自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年が自転車に乗車するときは、当該未成年にヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者は、その監護する幼児を自転車に同乗させるときは、当該幼児にヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

4 自転車をその事業の用に供する事業者は、その従業者が道路においてその自転車を利用するときは、その従業者にヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(ヘルメットの着用の促進)

第14条 町は、自転車利用者のヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、自転車利用者のヘルメットの着用に関し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 自転車を利用する高齢者の親族又は同居者 その高齢者
- (2) 自転車の貸出しの事業を行う者 その事業の用に供する自転車を借り受ける者
- (3) 通勤に自転車を利用する従業者（以下「自転車通勤者」という。）がある事業者
その自転車通勤者
- (4) 自転車小売等事業者 その自転車小売等事業者から自転車を購入する者又はその
自転車小売等事業者から自転車の整備を依頼する者
(自転車損害賠償保険等の加入)

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該各号に掲げる者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- (1) 自転車利用者又はその保護者 その自転車利用者
- (2) 自転車をその事業の用に供する事業者 その事業の用に供する自転車を道路において利用する者
(自転車損害賠償保険等への加入の促進)

第16条 町は、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、その自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているかどうかを確認するよう努めるとともに、これに加入していることを確認することができないときは、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- (1) 自転車通学者がある学校の長 その自転車通学者
- (2) 自転車通勤者がある事業者 その自転車通勤者
- (3) 自転車小売等事業者 その自転車小売等事業者から自転車を購入する者又はその
自転車小売等事業者から自転車の整備を依頼する者
(啓発及び広報)

第17条 町は、自転車の安全利用に関し、交通安全教育を推進するとともに、町民の理解が深まるよう啓発及び広報を行うものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条を第18条とし、第13条を第17条とし、同条の前に3条を加える改正規定(第14条第2項、第15条及び第16条第2項に係る部分に限る。)並びに第11条第1項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。